

議案第 92 号

小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について

小松島市行政情報公開条例（平成 12 年小松島市条例第 47 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 12 月 2 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例

小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

- ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（氏名にあっては、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限

る。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

第8条及び第9条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第10条第1項及び第2項中「非開示」を「不開示」に改め、同条第3項中「非開示」を「不開示」に、「60日」を「44日」に改め、同条第4項中「非開示」を「不開示」に改める。

第11条の見出し中「非開示」を「不開示」に改め、同条第1項中「60日」を「44日」に、「非開示」を「不開示」に改める。

第12条第1項中「非開示」を「不開示」に改める。

第14条第1項中「小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）で定める」を「無料とする」に改め、同条第2項中「この条例」を「前項の規定にかかわらず、この条例」に改める。

第15条第1項中「小松島市情報公開審査会」を「小松島市行政不服審査会条例（令和4年小松島市条例第 号）第1条に規定する小松島市行政不服審査会」に改め、同条第3項第2号中「非開示決定」を「不開示決定」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第17条第1号中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条から第12条までの規定及び第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる開示請求に関する決定等から適用し、同日前になされた開示請求に関する決定等については、なお従前の例による。

3 改正後の第15条第1項の規定は、施行日以後になされる諮問から適用し、同日前になされた諮問については、なお従前の例による。

4 改正後の第17条第1号の規定は、施行日以後に開催される会議について適用する。